

港区幼稚園教育職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則について

令和七年八月二十八日

港区教育委員会

令和7年8月28日
教育委員会議案資料 No. 7

港区幼稚園教育職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則（案）

港区幼稚園教育職員の通勤手当に関する規則（平成十七年教育委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第九条第一号中「（その額を支給月数で除して得た額が五万五千円を超えるときは、五万五千円に支給月数を乗じて得た額）」を削る。

第十条中「、幼稚園を異にする異動又は幼稚園の移転（以下「異動等」という。）により、異動等の直前の通勤時間（新幹線鉄道等の特別急行列車その他の交通機関（以下「新幹線鉄道等」という。）を利用してせずに、通常の通勤の経路及び方法により通勤するものとした場合に要する通勤時間とする。以下この条及び第十四条において同じ。）の二分の三以上の通勤時間を要することとなる職員のうち」を削り、「者」の下に「（新幹線鉄道等の特別急行列車その他の交通機関（以下「新幹線鉄道等」という。）の利用により通勤事情の改善が認められるものに限る。）」を加える。

第十一条第一項中「異動等」を「幼稚園を異にする異動又は幼稚園の移転（以下「異動等」という。）に、「おいて、新幹線鉄道等による通勤経路に変更が生じないときの当該転居後の」を「おける次に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

- 一 新幹線鉄道等による通勤経路に変更が生じないときの当該転居後の住居
- 二 新幹線鉄道等による通勤経路に変更が生じるときの当該転居後の住居であつて次に掲げ

るもの

イ 給与条例第十五条第三項に規定する直前の住居からの新幹線鉄道等による通勤経路の起点となる駅等（以下この号において「旧最寄り駅等」という。）と、当該転居後の住居からの新幹線鉄道等による通勤経路の起点となる駅等（以下この号において「新最寄り駅等」という。）とが、新幹線鉄道等による通勤経路において隣接している場合における当該転居後の住居

ロ イに掲げるもののほか、旧最寄り駅等と新最寄り駅等との間の新幹線鉄道等による片道の通勤経路の距離が八十キロメートルの範囲内にある場合における当該転居後の住居

三 前二号に掲げる住居のほか、任命権者がこれらに準ずる住居であると認めるもの

第十三条の見出し中「特別料金等の二分の一相当額」を「特別料金等相当額」に改め、同条第一項中「特別料金等の額の二分の一の額に相当する額（以下「特別料金等の二分の一相当額」という。）」を「特別料金等相当額」に改め、同条第二項中「特別料金等の二分の一相当額」を「特別料金等相当額」に改め、同条の次に次の二条を加える。

（給料表の適用の直前の住居に相当する住居）

第十三条の二 給与条例第十五条第三項に規定する教育委員会規則で定める住居は、給料表の適用を受ける職員となつた日以後に転居する場合における次に掲げる住居とする。

一 新幹線鉄道等による通勤経路に変更が生じないときの当該転居後の住居

二 新幹線鉄道等による通勤経路に変更が生じるときの当該転居後の住居であつて次に掲げるもの

イ 給与条例第十五条第四項に規定する直前の住居からの新幹線鉄道等による通勤経路の起点となる駅等（以下この号において「旧最寄り駅等」という。）と、当該転居後の住居からの新幹線鉄道等による通勤経路の起点となる駅等（以下この号において「新最寄り駅等」という。）とが、新幹線鉄道等による通勤経路において隣接している場合における当該転居後の住居

ロ イに掲げるもののほか、旧最寄り駅等と新最寄り駅等との間の新幹線鉄道等による片道の通勤経路の距離が八十キロメートルの範囲内にある場合における当該転居後の住居

三 前二号に掲げる住居のほか、任命権者がこれらに準ずる住居であると認められるもの

（任用の事情等を考慮する職員）

第十三条の三 給与条例第十五条第四項に規定する任用の事情等を考慮して教育委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員で、第十条に規定する新幹線鉄道等を利用しなければ通勤することが困難であると認められる者（新幹線鉄道等の利用により通勤事情の改善が認められるものに限る。）とする。

一 新たに給料表の適用を受ける職員となつた者（給与条例の適用を受けない職員、他の地方公共団体の職員、国家公務員等であつた者から人事交流等により引き続いて給与条例の

適用を受ける職員となつた者（次号及び第三号において「人事交流等職員」という。）を除く。）のうち、当該適用の直前の住居と所在する地域を異にする幼稚園に在勤することとなつた者

二 人事交流等職員のうち、当該適用の直前の勤務地と所在する地域を異にする幼稚園に在勤することとなつたことに伴い、通勤の実情に変更を生ずる職員

三 人事交流等職員のうち、給与条例の適用外であつた者としての在職を給与条例の適用を受ける職員としての在職と、その間の勤務箇所を給与条例第十五条第三項の幼稚園とみなした場合に、給与条例の適用を受ける前から引き続き同項に規定する職員たる要件に該当することとなる職員

第十四条を次のように改める。

（均衡職員の範囲）

第十四条 紹与条例第十五条第四項の規定による通勤手当を支給される職員との均衡上必要があると認められるものとして教育委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員（第十条に規定する新幹線鉄道等を利用しなければ通勤することが困難であると認められる者であり、かつ、新幹線鉄道等の利用により通勤事情の改善が認められるものに限る。）とする。

一 満十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子を養育するため、子の養育に係る事情によりその事情を考慮した地域の住居に転居した職員で、当該転居後の住

居（当該転居の日以後に当該地域へ転居する場合における当該日以後の転居後の住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（当該子の養育を行つて いるものに限る。）

二 職員又は配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方の父母（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第十九条第一項に規定する要介護認定を受けて いる者に限る。）の介護に伴い、当該父母の住居又はその近隣住居に転居した職員で、当該転居後の住居（当該転居の日以後に当該父母の住居又はその近隣の住居を転居する場合における当該日以後の転居後の住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（当該父母の介護を行つて いるものに限る。）

三 配偶者又はパートナーシップ関係の相手方の異動等（配偶者又はパートナーシップ関係の相手方が職員でない場合にあつては、異動等に相当するものを含む。）に伴い、配偶者又はパートナーシップ関係の相手方と生活を共にするため、職員及び配偶者又はパートナーシップ関係の相手方の通勤を考慮した地域の住居に転居した職員で、当該転居後の住居（当該転居の日以後に当該地域へ転居する場合における当該日以後の転居後の住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（当該配偶者又はパートナーシップ関係の相手方と生活を共にしているものに限る。）

四 納入条例第十五条第四項に規定する新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手

当を支給される職員から引き続いて満十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子を養育するため、子の養育に係る事情によりその事情を考慮した地域の住居に転居した職員、職員若しくは配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方の父母（介護保険法第十九条第一項に規定する要介護認定を受けている者に限る。）の介護に伴い、当該父母の住居若しくはその近隣住居に転居した職員又は配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方の異動等（配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方が職員でない場合にあつては、これらに相当するものを含む。）に伴い、配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方と生活を共にするため、職員及び配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方の通勤を考慮した地域の住居に転居した職員で、養育若しくは介護の終了等又は配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方と生活を共にしなくなつたこと等に伴い、直前に居住していた住居に再び転居したもののうち、納入条例第十五条第一項第一号若しくは第三号に掲げる職員で、当該転居後の住居からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの

五 前各号に定めるもののほか、納入条例第十五条第四項の規定による通勤手当を支給される職員との均衡上必要があると認められるものとして任命権者が定める職員
第十五条第一項中「第十五条第五項」を「第十五条第六項」に改める。

第十七条第三項中「第十五条第二項第一号又は第三号」を「第十五条第五項」に、「五万五千円」を「十五万円」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この規則は、令和七年十月一日から施行する。

（均衡職員等に関する経過措置）

2 この規則による改正後の港区幼稚園教育職員の通勤手当に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第十三条の二の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にされた転居について適用する。

3 改正後の規則第十四条第一項第一号から第四号までの規定は、施行日前にこれらの号に掲げる職員となつた者（これらの号に規定する当該日以後に転居をしたものを除く。）にも適用する。

港区幼稚園教育職員の通勤手当に関する規則新旧対照表

改正案

現行

(前略)

(併用者の区分及び支給額)

第九条 給与条例第十五条第二項第三号に規定する同条第一項第三号に掲げる職員の区分及びこれに対応する同条第二項第三号に規定する通勤手当の額は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 給与条例第十五条第一項第三号に掲げる職員のうち、自転車等を使用する距離が片道一キロメートル以上である職員及びその距離が片道一キロメートル未満であるが自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員 運賃等相当額及び同条第二項第二号に掲げる額の合計額

(前略)

(併用者の区分及び支給額)

第九条 給与条例第十五条第二項第三号に規定する同条第一項第三号に掲げる職員の区分及びこれに対応する同条第二項第三号に規定する通勤手当の額は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 給与条例第十五条第一項第三号に掲げる職員のうち、自転車等を使用する距離が片道一キロメートル以上である職員及びその距離が片道一キロメートル未満であるが自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員 運賃等相当額及び同条第二項第二号に掲げる額の合計額(その額を支給月数で除して得た額が五万五千円を超えるときは、五万五千円に支給月数を乗じて得た額)

二・三 (略)

(通勤の実情に変更を生ずる職員)

第十条 給与条例第十五条第三項に規定する教育委員会規則で定める職員は、次の各号のいずれかに該当し、新幹線鉄道等を利用しな

二・三 (略)

(通勤の実情に変更を生ずる職員)

第十条 給与条例第十五条第三項に規定する教育委員会規則で定める職員は、幼稚園を異にする異動又は幼稚園の移転(以下「異動等」)

ければ通勤することが困難であると認められる者（新幹線鉄道等の特別急行列車その他の交通機関（以下「新幹線鉄道等」という。）の利用により通勤事情の改善が認められるものに限る。）とする。

一・二（略）

（異動等の直前の住居に相当する住居）

第十一条 給与条例第十五条第三項に規定する教育委員会規則で定める住居は、幼稚園を異にする異動又は幼稚園の移転（以下「異動等」という。）の日以後に転居する場合における次に掲げる住居とする。

一 新幹線鉄道等による通勤経路に変更が生じないときの当該転居後の住居

二 新幹線鉄道等による通勤経路に変更が生じるときの当該転居後の住居であつて次に掲げるものの

イ 給与条例第十五条第三項に規定する直前の住居からの新幹線鉄道等による通勤経路の起点となる駅等（以下この号において「旧最寄り駅等」という。）と、当該転居後の住居からの新幹線鉄道等による通勤経路の起点となる駅等（以下この号において「新最寄り駅等」という。）とが、新幹線鉄道等による通勤

という。）により、異動等の直前の通勤時間（新幹線鉄道等の特別急行列車その他の交通機関（以下「新幹線鉄道等」という。）を利

用せずに、通常の通勤の経路及び方法により通勤するものとした場合に要する通勤時間とする。以下この条及び第十四条において同じ。）の二分の三以上の通勤時間を要することとなる職員のうち、次の各号のいずれかに該当し、新幹線鉄道等を利用しなければ通勤することが困難であると認められる者とする。

一・二（略）

（異動等の直前の住居に相当する住居）

第十一条 給与条例第十五条第三項に規定する教育委員会規則で定める住居は、異動等の日以後に転居する場合において、新幹線鉄道等による通勤経路に変更が生じないときの当該転居後の住居とする。

経路において隣接している場合における当該転居後の住居

口 イに掲げるもののほか、旧最寄り駅等と新最寄り駅等との間

の新幹線鉄道等による片道の通勤経路の距離が八十キロメート

ルの範囲内にある場合における当該転居後の住居

三 前二号に掲げる住居のほか、任命権者がこれらに準ずる住居であると認めるもの

(中略)

(特別料金等相当額の算出の基準)

第十三条 給与条例第十五条第三項に規定する特別料金等相当額の算出は、新幹線鉄道等を利用する場合における通勤の経路及び方法が運賃等、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められるものによる特別料金等の額によるものとする。

2 第六条及び第七条の規定は、特別料金等相当額の算出について準

用する。ただし、定期券の価額に基づき特別料金等相当額を算出する場合には、当該経路について発行される六箇月以内の最長の通用期間の定期券の価額に基づくものとする。

(給料表の適用の直前の住居に相当する住居)

第十三条の二 給与条例第十五条第三項に規定する教育委員会規則で定める住居は、給料表の適用を受ける職員となつた日以後に転居す

(特別料金等の二分の一相当額の算出の基準)

第十三条 給与条例第十五条第三項に規定する特別料金等の額の二分の一の額に相当する額（以下「特別料金等の二分の一相当額」という。）の算出は、新幹線鉄道等を利用する場合における通勤の経路及び方法が運賃等、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められるものによる特別料金等の額によるものとする。

2 第六条及び第七条の規定は、特別料金等の二分の一相当額の算出

について準用する。ただし、定期券の価額に基づき特別料金等の二分の一相当額を算出する場合には、当該経路について発行される六箇月以内の最長の通用期間の定期券の価額に基づくものとする。

る場合における次に掲げる住居とする。

一 新幹線鉄道等による通勤経路に変更が生じないときの当該転居後の住居

二 新幹線鉄道等による通勤経路に変更が生じるときの当該転居後の住居であつて次に掲げるもの

イ 納与条例第十五条第四項に規定する直前の住居からの新幹線鉄道等による通勤経路の起点となる駅等（以下この号において「旧最寄り駅等」という。）と、当該転居後の住居からの新幹線鉄道等による通勤経路の起点となる駅等（以下この号において「新最寄り駅等」という。）とが、新幹線鉄道等による通勤経路において隣接している場合における当該転居後の住居

ロ イに掲げるもののほか、旧最寄り駅等と新最寄り駅等との間の新幹線鉄道等による片道の通勤経路の距離が八十キロメートルの範囲内にある場合における当該転居後の住居であると認められるもの

（任用の事情等を考慮する職員）

第十三条の三 納与条例第十五条第四項に規定する任用の事情等を考慮して教育委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員で、第十条に規定する新幹線鉄道等を利用しなければ通勤することが困難であると認められる者（新幹線鉄道等の利用により通勤事情の改善が認められるものに限る。）とする。

一 新たに給料表の適用を受ける職員となつた者（給与条例の適用を受けない職員、他の地方公共団体の職員、国家公務員等であつた者から人事交流等により引き続いて給与条例の適用を受ける職員となつた者（次号及び第三号において「人事交流等職員」という。）を除く。）のうち、当該適用の直前の住居と所在する地域を異にする幼稚園に在勤することとなつた者

二 人事交流等職員のうち、当該適用の直前の勤務地と所在する地域を異にする幼稚園に在勤することとなつたことに伴い、通勤の実情に変更を生ずる職員

三 人事交流等職員のうち、給与条例の適用外であつた者としての在職を給与条例の適用を受ける職員としての在職と、その間の勤務箇所を給与条例第十五条第三項の幼稚園とみなした場合に、給与条例の適用を受ける前から引き続き同項に規定する職員たる要件に該当することとなる職員

（均衡職員の範囲）

第十四条 紹与条例第十五条第四項の規定による通勤手当を支給される職員との均衡上必要があると認められるものとして教育委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員（第十条に規定する新幹線鉄道等を利用しなければ通勤することが困難であると認められる者であり、かつ、新幹線鉄道等の利用により通勤事情の改善が認められるものに限る。）とする。

一 満十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあ

一 紹与条例の適用を受けない職員、他の地方公共団体の職員、国

（均衡職員の範囲）

第十四条 紹与条例第十五条第四項に規定する教育委員会規則で定める職員は、同条第三項の規定による通勤手当を支給される職員との均衡上必要があると認められる者で、次の各号のいずれかに該当する職員とする。

る子を養育するため、子の養育に係る事情によりその事情を考慮した地域の住居に転居した職員で、当該転居後の住居（当該転居の日以後に当該地域へ転居する場合における当該日以後の転居後の住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（当該子の養育を行つているものに限る。）

二 職員又は配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方の父

母（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第十九条第一項に規定する要介護認定を受けている者に限る。）の介護に伴い、当該父母の住居又はその近隣住居に転居した職員で、当該転居後の住居（当該転居の日以後に当該父母の住居又はその近隣の住居を転居する場合における当該日以後の転居後の住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするものに限る。）

三 配偶者又はパートナーシップ関係の相手方の異動等（配偶者又はパートナーシップ関係の相手方が職員でない場合にあっては、

家公務員等であつた者から人事交流等により引き続いて給与条例の適用を受ける職員となり、当該適用の直前の勤務地と所在する地域を異にする幼稚園に勤務することとなつたことに伴い、当該適用前の通勤時間の二分の三以上の通勤時間を要することとなる者のうち、新幹線鉄道等を利用しなければ通勤することが困難であると認められる者で、当該適用の直前の住居（給与条例の適用を受ける職員となつた日以後に転居する場合において、新幹線鉄道等を通勤のため利用する経路に変更が生じないときの当該転居後の住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等での利用が第十二条に規定する基準を満たすと認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの）

二 配偶者（配偶者のない職員にあつては、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子）の住居への転居に伴い単身赴任手当が支給されないこととなつた職員のうち、転居前の住居からの通勤時間の二分の三以上の通勤時間を要することとなり、転居後の住居からの通勤のため新幹線鉄道等での利用が第十二条に規定する基準を満たすと認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの）

三 その他給与条例第十五条第三項の規定による通勤手当を支給される職員との均衡上必要と教育委員会が認める者

異動等に相当するものを含む。）に伴い、配偶者又はパートナー
シップ関係の相手方と生活を共にするため、職員及び配偶者又は
パートナーシップ関係の相手方の通勤を考慮した地域の住居に転
居した職員で、当該転居後の住居（当該転居の日以後に当該地域
へ転居する場合における当該日以後の転居後の住居を含む。）か
らの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料
金等を負担することを常例とするもの（当該配偶者又はパートナ
ー・シップ関係の相手方と生活を共にしているものに限る。）

四 納付条例第十五条第四項に規定する新幹線鉄道等の利用に係る
特別料金等に係る通勤手当を支給される職員から引き続いて満十
八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子を養
育するため、子の養育に係る事情によりその事情を考慮した地域
の住居に転居した職員、職員若しくは配偶者若しくはパートナー
シップ関係の相手方の父母（介護保険法第十九条第一項に規定す
る要介護認定を受けている者に限る。）の介護に伴い、当該父母
の住居若しくはその近隣住居に転居した職員又は配偶者若しくは
パートナーシップ関係の相手方の異動等（配偶者若しくはパート
ナー・シップ関係の相手方が職員でない場合にあつては、これらに
相当するものを含む。）に伴い、配偶者若しくはパートナーシッ
プ関係の相手方と生活を共にするため、職員及び配偶者若しくは
パートナーシップ関係の相手方の通勤を考慮した地域の住居に転
居した職員で、養育若しくは介護の終了等又は配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方と生活を共にしなくなつたこと等に

伴い、直前に居住していた住居に再び転居したもののうち、給与

条例第十五条第一項第一号若しくは第三号に掲げる職員で、当該

転居後の住居からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利

用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの

五 前各号に定めるもののほか、給与条例第十五条第四項の規定による通勤手当を支給される職員との均衡上必要があると認められるものとして任命権者が定める職員

(異動等事由)

第十五条 紹介条例第十五条第六項に規定する教育委員会規則で定める事由（以下「異動等事由」という。）は、次に掲げる場合とする。

一〇四 (略)

(中略)

第十七条 (略)

3 前項の規定にかかわらず、通勤手当の額が給与条例第十五条第五項の規定により算出され、算出された額を支給月数で除して得た額が十五万円を超えるために、十五万円に支給月数を乗じて得た額が

(異動等事由)

第十五条 紹介条例第十五条第五項に規定する教育委員会規則で定める事由（以下「異動等事由」という。）は、次に掲げる場合とする。

一〇四 (略)

(中略)

第十七条 (略)

3 前項の規定にかかわらず、通勤手当の額が給与条例第十五条第二項第一号又は第三号の規定により算出され、算出された額を支給月数で除して得た額が五万五千円を超えるために、五万五千円に支給

支給されている職員の前条第二号の返納額は、十五万円に残りの支給月数を乗じて得た額とする。

(後略)

付則

(施行期日)

1 | この規則は、令和七年十月一日から施行する。

(均衡職員等に関する経過措置)

2 | この規則による改正後の港区幼稚園教育職員の通勤手当に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第十三条の二の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にされた転居について適用する。

3 | 改正後の規則第十四条第一項第一号から第四号までの規定は、施行日前にこれらの号に掲げる職員となつた者（これらの号に規定する当該日以後に転居をしたものを除く。）にも適用する。

月数を乗じて得た額が支給されている職員の前条第二号の返納額は、五万五千円に残りの支給月数を乗じて得た額とする。

(後略)

令和7年8月28日
教育委員会議案資料 No. 7-3

教育人事企画課

港区幼稚園教育職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則等について

審議内容

港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、関連する「港区幼稚園教育職員の通勤手当に関する規則」及び「港区幼稚園教育職員の通勤手当支給規程」の一部を改正します。

1 目的

令和7年第2回定例会において、昨今の社会情勢における職員人材の確保のため、港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正の議案を提出し、可決されました。条例の改正に伴い、関連する「港区幼稚園教育職員の通勤手当に関する規則」及び「港区幼稚園教育職員の通勤手当支給規程」を改正します。

2 改正内容

(1) 支給限度額

1か月当たりの通勤手当の支給限度額を5万5,000円から15万円に引き上げます。

(2) 特別料金等相当額の支給要件緩和

ア 職員が通勤のために新幹線等を利用する場合における特別料金等相当額について、要する費用の2分の1又は2万円のいずれか低い額とする条件を廃止し、支給限度額の範囲内で全額支給します。

イ 新規採用及び人事交流等により支給要件を満たす場合には、新幹線等の利用に係る通勤手当を支給します。また、均衡職員の範囲を以下の通り拡充します。

(ア) 子を養育に係る事情を考慮した地域の住居に転居した職員

(イ) 職員又は配偶者若しくはパートナーシップの相手方（以下、配偶者等という）の父母の介護に伴い、当該父母の住居又はその近郊住居に転居した職員

(ウ) 配偶者等と生活を共にするため、配偶者等の通勤を考慮した地域の住居に転居した職員

3 施行期日

令和7年10月1日